

令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要綱

1. 趣旨

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で67回目を迎える。

船員の災害・疾病は、第1次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者のたゆまぬ努力により、発生件数・発生率ともに大幅に減少しているが、近年はその減少割合が鈍化傾向にあり、船員の死傷災害は陸上の労働災害と比較して依然として高い発生率となっている。

また、船員の労働災害をめぐっては、近年の船員の高齢化、最新の設備や機器の導入、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の変化があることから、引き続き、これらの状況も踏まえ、船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。

船員災害により、船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失であるだけでなく、高い労働災害発生率は、若年者に船員という職業を敬遠させる要因となるものである。

これらの課題に適確に対処して船員を確保・育成していくためにも、引き続き船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。今年度は、第12次船員災害防止基本計画の初年度であることから、基本計画に掲げた新たな取組をはじめ、以前からの各取組に対しても一層の取組が求められるところである。

については、全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開すべく、令和5年度船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき船員労働安全衛生月間を実施し、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚及び船員災害防止対策の一層の推進を図ることとする。

2. 実施時期

令和5年9月1日～9月30日（船舶の寄港状況、船員の就労状況等、地域・業種の実情を踏まえて適当と考えられる場合には、当該期間にとらわれることなく訪船する等、適当な時期を定めて集中的な活動を実施すること。）

3. スローガン

安全な航海祈ると 家族の便り 無事故に備える 守り札

4. 重点事項

重点事項については、実施計画に則り、以下のとおりとする。

- (1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- (2) 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- (3) 漁船における死傷災害防止対策

- (4) 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
- (5) 船員の健康確保対策
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策
- (7) その他の健康管理上の取組
- (8) ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
- (9) ITを活用した健康管理等の推進
- (10) 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
- (11) その他の安全衛生対策

5. 主唱者等

(1) 主唱者

国土交通省、水産庁

(2) 協賛者

船員災害防止協会、地方（地区）船員労働安全衛生協議会等月間実施団体

(3) 協力者

関係行政機関、関係地方自治体、関係独立行政法人、全日本海員組合、一般社団法人日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、内航大型船輸送海運組合、全国海運組合連合会、全国内航タンカー海運組合、全国内航輸送海運組合、全日本内航船主海運組合、一般社団法人日本旅客船協会、一般社団法人日本外航客船協会、一般社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会、一般社団法人全国いか釣り漁業協会、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会、全国さんま棒受網漁業協同組合、一般社団法人全国底曳網漁業連合会、一般社団法人全国まき網漁業協会、一般社団法人日本トロール底魚協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、公益財団法人日本船員雇用促進センター、公益社団法人日本海員掖済会、一般財団法人船員保険会、一般社団法人外航船員医療事業団、公益財団法人日本財団、公益社団法人日本海難防止協会、公益財団法人日本海事広報協会、全国健康保険協会、船員災害防止推進会

(4) 実施者

上記主唱者、協賛者及び協力者との全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員が中心となって実施すること。

6. 月間実施要領

月間中の実施事項については、令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要領の事項を基本とし、地域のニーズを十分に把握したうえで、費用対効果も考慮しつつより効果的に実施すること。

また、訪船指導に当たっては、多様な船種への訪船に努めること。